

メアリー・シェレンバーグ
プリンシパル

シカゴ事務所
Tel: 312.245.7500
Fax: 312.245.7467
mshellenberg@masudafunai.com



シェレンバーグ弁護士は、1974年当事務所入所以来、会社法務、取引法務および従業員の付加給付に関する法務を専門としてきた。会社法業務としては、企業形態の選択ならびに企業の形成、合併、買収、売却、会社再構築についてクライアントに助言する。そのほか、産業振興債取引、商業貸付、設備リース、その他の資産に基づく融資を含む企業の資金調達の交渉及び契約調印において、クライアントを代理する。

シェレンバーグ弁護士はまた、従業員付加給付についての助言を日常業務とし、適格年金や非適格年金の実施および維持についてアドバイスしたり、その他の手当の設定を援助したりしている。

イリノイ州弁護士資格取得および連邦地方裁判所イリノイ州北部地区での活動資格有り。1971年マンダリン大学卒業(政治学専攻、B.A.取得)。1974年シカゴ・ロヨラ大学ロー・スクール卒業(J.D.取得)。

主な取扱事件

- 1,000,000 ドルから 325,000,000 ドルに及ぶ資産および株式の売買で、数多くのクライアントを代理した。
 - 複数の米国施設と関連会社に関わる 300,000,000ドルの製造事業の買収を担当した。
 - 250,000,000ドルに上る企業グループの売却に際し、国際的な契約調印に携わった。
 - NASDAQ に上場されている企業を、株式公開買付により買収する際の法務を担当した。
 - 技術の利用と交換に基づく合弁事業の形成と、製造会社の設立を法的側面から支援した。
- 小規模産業振興債の交渉と契約調印において数多くのクライアントを代理した。
- 株式なども含めた担保ローンから、金融機関などによる通常の貸付資金調達も含めた様々な形態の融資の設定、交渉および契約調印においてクライアントを代理した。
- 401(K)、利益分配、その他付加給付プランの実施、維持および解約についてあらゆる側面からクライアントに助言した。
- 退職／年金制度の実施における問題解決についてクライアントに助言した。